

福岡県言語聴覚士会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「福岡県言語聴覚士会」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、別途運営委員会の決定した場所におく。

(目的)

第3条 本会は、会員の資質の向上、人格の陶冶、職業倫理の遵守に努めるとともに、言語聴覚士の専門職務の普及発展と社会的地位の確立をはかり、もって地域の人々の保健・医療・福祉・教育の充実に寄与すること、合わせて会員間の親睦をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 言語聴覚士の専門的職務の普及・発展に関すること。
- (2) 言語聴覚士の教育・養成に関すること。
- (3) 言語聴覚士の知識・技術の研鑽、資質の向上に関すること。
- (4) 言語聴覚士の社会的地位の確立に関すること。
- (5) 職業倫理及び社会的責務に関すること。
- (6) 関係諸団体との連携・交流に関すること。
- (7) その他、会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 会員

(会員資格)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員 福岡県内に勤務または在住しており、言語聴覚士の免許を有するもので本会の目的に賛同する者。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人および団体。

(入会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書に別に定める会費を添えて会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 本会の会員で次の事項に該当する場合は、退会したものとみなす。

- (1) 会員自らの申し出があったとき。
- (2) 会費を正当な理由無く2年以上滞納したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 免許の資格を失ったとき。

第3章 役員

(種別)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 運営委員 20名以上 25名以下
- (2) 会計監査 2名

運営委員に会長1名、副会長2名、事務局長1名を含む。

(任期)

第10条 役員の任期は2年とし、原則として会計年度に準じる。再任を妨げない。

2. 辞任または任期満了の場合においても、後任が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(欠員)

第11条 役員に欠員が生じた場合は、会務の必要に応じて、次点者があれば次点者をもって、また、次点者がいない場合は運営委員会の推薦によってこれを補う。

(職務)

第12条 役員の職務は次の通りとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、また代行することができる。
- (3) 事務局長 本会の事務処理を統括する。
- (4) 運営委員 運営委員会を組織し、会務を執行する。
- (5) 会計監査 会計を監査する。

(選出)

第13条 役員の選出は以下の通りとする。

- (1) 運営委員は正会員から選出する。

(2) 会長、副会長、事務局長は運営委員の互選とし、総会において選出する。

(3) 会計監査は正会員から選出する。運営委員を兼ねることができない。

(委員会)

第14条 会長は必要に応じて委員会をおくことができる。

(相談役)

第15条 運営委員の推薦により相談役を置くことができる。相談役は会の運営に関して助言を行う。

第4章 会議

(種別)

第16条 本会の会議は定期総会、臨時総会、運営委員会とする。

総会は正会員をもって構成される。

運営委員会は運営委員をもって構成される。

(開催)

第17条 定期総会は、毎年1回開催され、以下の事項を行う。

(1) 事業計画並びに収支予算の決定。

(2) 事業報告並びに収支決算の承認。

(3) 役員承認。

(4) その他、本会の運営に関して、運営委員会で審議された重要事項の決定または承認。

第18条 臨時総会は次のとき、開くことができる。

(1) 運営委員会が必要と認めるとき。

(2) 正会員の3分の1以上から開催の請求がなされるとき。

第19条 運営委員会は、必要に応じて随時開催し、次の事項を議決する。

(1) 総会が決議した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項。

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(議長)

第20条 総会の議長は、構成員の中から選出する。

運営委員会の議長は会長がこれにあたる。

(定足数)

第21条 会議は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

委任を認める。

(議決)

第22条 会議の議決は出席者の過半数をもって決する。

可否同数のときは議長がこれを決する。

なお賛助会員は発言権を有するが、議決権は持たない。

第5章 会計

(経費)

第23条 本会の経費は会員が納付する年会費、及び寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算および決算)

第25条 本会の予算は、運営委員会の議決を経、総会の承認を得て決定する。

本会の決算は、毎年会計年度終了後、監査を経て総会の承認を得る。

第6章 規約の改正

(規約改正手続き)

第26条 本規約は総会出席会員の3分の2以上の賛成による承認によって改正することが出来る。

付則

1. 本規約は2000年4月23日より発効する。
2. 本規約は2001年1月14日より一部改正により施行する。
3. 本規約は2002年6月3日より一部改正により施行する。
4. 本規約は2003年6月1日より一部改正により施行する。
5. 本規約は2004年6月6日より一部改正により施行する。
6. 本規約は2006年6月26日より一部改正により施行する。
7. 本規約は2007年7月1日より一部改正により施行する。
8. 本規約は2008年6月1日より一部改正により施行する。
9. 本規約は移行措置期間終了時点での検討を行う。
10. 本規約は日本言語聴覚士協会会則の改正時点での検討を行う。
11. 本会の成立当初の役員(運営委員、および会計監査)は、第13条の規定にかかわらず選出し、任期は2001年3月31日までとする。

12. 設立総会までの支出については、設立年度および次年度の収入で支弁する。
13. 平成 13 年度役員選挙の日程に関しては、「細則 3. 選挙に関する事」によらず行う。

細則

1. 会費に関する事

(1) 正会員 会費は 5000 円とする。

ただし、翌年 1 月以降年度末までに入会する場合は当該年度の会費は 1000 円とする。

(2) 賛助会員 個人会員 5000 円とする。

団体会員 1 口 10000 円とする。

2. 議決に関する事

会議においては、出席者が定数に満たない場合、仮議決を行い会員に通知し 1 ヶ月以内に会員の 4 分の 1 以上から反対が無いときは、議決は成立する。

3. 選挙に関する事

(1) 役員選挙は規約第 13 条に基づき行われる。

(2) 選挙を行うために選挙管理委員会をおく。

(3) 選挙管理委員会は、委員長 1 名、委員 5 名以内にて構成され、任期は 2 年とする。

役員または立候補者は選挙管理委員を兼ねることが出来ない。委員が立候補をする場合は委員を辞任しなければならない。

(4) 投票日は任期満了日の 30 日以前とする。なお、非常事由による選挙の場合は当該事由が生じてから 30 日以内とする。

(5) 選挙管理委員会は投票日の 60 日以前に選挙期日、役員の定数、候補者の受付期間を公示し、立候補を受け付けなければならない。候補者受付の締切日は投票日の 40 日前とする。郵送による届出は締切日までの消印があるものを有効とする。ただし、非常事由による選挙の場合の公示日及び立候補締切日は上記の限りではない。

(6) 役員選挙は会員の自由意志または推薦により立候補できる。視線の場合は、推薦人が本人の同意を得て届け出るものとする。

(7) 候補者が定員に満たない場合は運営委員会が不足する数の候補者を推薦する。

(8) 選挙権、および被選挙権は公示時以前に正会員となったものが有する。

(9) 立候補届出用紙および投票用紙は選挙管理委員会が定める用紙を用いる。

(10) 選挙管理委員会は、投票締切日の 15 日以前に立候補者名簿を会員に配布する。

(11) 投票用紙への記入は公示定員内連記(単記も可)とする。

(12) 投票用紙は無記名とし、郵送によって行い、締切日消印有効とする。(締切日は投票日と同一)

(13) 開票に際し、立会人を 2 名置く。立会人は候補者が推薦する会員の中から選挙管理委員会が選任する。

(14) 当選は得票数の順位により上位のものからとする。尚、最下位当選者と次点者の得票が同じ

である場合は、当該候補者またはその代理人の立会いの下で選挙管理委員長が抽選でこれを定める。

- (15) 候補者が定数を超えない場合は無投票当選とする。
- (16) 選挙管理委員会は当選者を公示する。
- (17) 当選者が当選後、承認までの間に辞退を申し出た場合、必要に応じ次点者があれば次点者をもって、なければ運営委員会の推薦によってこれを補うことができる。